

令和 7 年第 2 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 7 年 2 月 3 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和 7 年 2 月 3 日（月）

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

〔 議 案 〕

議案第 7 号 農地法第 3 条許可について

議案第 8 号 農地の競売・公売による買受適格証明について

議案第 9 号 農地法 4 条許可について

議案第 10 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について

議案第 11 号 農地法第 5 条許可について

議案第 12 号 農地の競売・公売による買受適格証明について

議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 14 号 農用地利用集積計画の決定について

〔 報 告 〕

報告第 8 号 専決処分の報告について（農地法第 4 条第 1 項第 7 号）

報告第 9 号 専決処分の報告について（農地法第 5 条第 1 項第 6 号）

報告第 10 号 専決処分の報告について（農地法第 4 条第 1 項本文）

報告第 11 号 専決処分の報告について（農地法第 5 条第 1 項本文）

報告第 12 号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第 13 号 相続等による権利移動について（農地法第 3 条の 3）

報告第 14 号 専決処分の報告について（土地改良法第 3 条第 2 項）

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 児 玉 静 雄
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 原 恵 子
7 番 川 越 定 光	8 番 金 丸 隆 幸	9 番 徳 地 豊
10 番 川 越 忠 次	11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦
14 番 岡 原 明 美	15 番 持 原 義 信	17 番 片 上 英 行
18 番 田 中 安 子	19 番 高 間 秀 一	20 番 川 越 達 也
21 番 中 村 和 寛	22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 徳

5. 欠席委員

13 番 長 倉 恭 浩	16 番 佐 藤 裕次郎	24 番 松 田 真 郎
--------------	--------------	--------------

6. 事務局出席者

局 長	釜 元 浩 一	農地調整係主査	前 田 真智子
次 長	長谷川 恒 徳	農地調整係主任主事	領 家 健 志
次長補佐兼総務係長	田 原 英 記	総 務 係 主 事	石 三 美 鈴
主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄		

7. 市長部局出席者

な し

署 名 委 員

議 長 川 越 正 彦

委 員 金 丸 隆 幸

委 員 持 原 茂 信

午後 3 時 0 分開会

○議長（川越） これより令和 7 年第 2 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、13 番長倉恭浩委員、16 番佐藤裕次郎委員、24 番松田真郎委員から欠席の届出がありました。

定足数に達しておりますので総会が成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、8 番、金丸隆幸委員、15 番持原義信委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（長谷川） 本日の総会の会期、議事日程等について、タブレットにて資料をご確認ください。

ファイルは「02 令和 7 年第 2 回総会議案」となります。

なお、議案につきましては、特別な場合を除き、1 ページごとの審議となります。

続きまして、提出議案についてご説明いたします。

総会議案の 2 ページを御覧ください。

本日は 8 議案を審議いただきます。

議案第 7 号「農地法第 3 条許可につい」ては 22 件でございます。

議案第 8 号「農地の競売・公売等による買受適格証明について（農地法第 3 条）」は 1 件でございます。

議案第 9 号「農地法第 4 条許可について」は 3 件でございます。

議案第 10 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 11 号「農地法第 5 条許可について」は（22、23）件でございます。

議案第 12 号「農地の競売・公売等による買受適格証明について（農地法第 5 条）」は 1 件でございます。

議案第 13 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 31 件でございます。

議案第 14 号「農用地利用集積計画の決定について」は 117 件でございます。

以上、審議件数の合計は 198 件となります。

御説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第7号農地法第3条許可について、3ページから4ページの16番までを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第3条許可について説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、3名の認定農業者が、基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。5ページの番号21、7ページの番号30、8ページの番号31が該当しますが、基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上、検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明します。

まず番号12を御覧ください。また、番号13から番号15までを御覧ください。関連がありますので併せて御説明いたします。

本案件は新規就農法人による申請です。

受人は、土木建築業等を営む法人ですが、法人の代表は、実家が都農町の施設トマト農家であり、以前から農業に興味を持っておりました。令和3年に「友人の所有する田を耕作してみないか」という話があり、母が一生懸命トマトを育てる姿を思い出し、自分で米を作ってみようと一念発起し、水稻栽培を始めました。農業経験者の指導を受けながらようやく販売用として納得のできる米を育てられるようになってきました。今後さらに病虫害管理等の知識や技術を高め、無農薬でおいしい米を作りたい、将来を担う子どもたちに安心安全な食を提供したいと思い、営農を計画し、本申請に至ったものです。

現在、任されている田で品質・収量を安定させた上で、販売も手がけ、関連会社の高齢社員の雇用場としても農業経営をしていきたいと考えております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4 ページから 5 ページの19番までを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に 5 ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号20を御覧ください。

本案件は解除条件付で農地を賃貸借する申請です。通常、法人が農地を買ったり、借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければいけません。

ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却するなどの条件付での許可となります。この解除条件付貸借許可の場合、全耕作要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業等に常時従事する者がいることなどの要件があります。

本案件は3条の権利取得者としての要件を満たすことから申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号24を御覧ください。また、番号25を御覧ください。関連がありますので併せて御説明いたします。

本案件は、宮崎市大字浮田に本拠を置く学校法人からの申請です。

この学校法人が運営する認定こども園の事業の一環で、園児の農業体験をする農園として利用するため農地を取得するものです。

本案件は農地法第3条の不許可の例外である農地法施行令第2条第1項第1号ハ「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当しております。法第3条の農地の権利取得者として要件を満たすことから申請を受理し、議案として上程しております。

最後に番号26を御覧ください。また、7 ページの番号27を御覧ください。関連がありますので併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。

受人は、建設業に従事しながら、親族が長年農業を営んでいることもあり、以前から農業経営に興味を持っておりました。3年前から農家である兄の下で大根や芋等の栽培を経験したり、西都市の農家に就労し、芋の栽培や出荷を経験してきました。

このような中、所有者が高齢になり農業後継者もおらず、また遠方に住んでおり農地を手放したいとの話があったことから、より本格的に農地を所有した上で農業経営を始めてみたいとの思いから営農を計画し、本申請に至ったものです。

まずは、小規模で生産を始め、軌道に乗れば水稻の生産も視野に入れ、規模拡大を図りたいと考えております。将来的には、子に引き継いでもらえるよう安定的な農業収入を確保していく計画となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○15番（持原委員） 番号24、25の学校法人がどれくらいの面積なら許可ができるのでしょうか。

○事務局（領家） 特に面積の制限はないのですが、この学校法人は園児の数が100名程います。経緯をお話ししますと、すこし荒れている農地で地元の推進委員が間に入って管理を支援するような形で学校法人が取得することになりました。なので、園児100人で農業体験をメインにするのですが、推進委員のサポートもありながら管理していくということだったので、問題なく管理できるかと思ひまして、申請も受理しております。

○議長（川越） ほかはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7ページから8ページまでの30番を議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、8ページを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、議案第 8 号農地の競売・公売による買受適格証明について、9 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地の競売・公売による買受適格証明について説明いたします。

買受適格証明書は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に入札者に対し提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可を受けられることを証明するものです。

本証明の審査は、農地法第 3 条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後、今回の願出人は買受適格証明書をもって入札に参加し、最高価格での買受人となった場合は、改めて農業委員会に 3 条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で許可を行い、後日、総会で報告する流れとなっております。

それでは、議案書 9 ページの番号 1 を御覧ください。

本案件は宮崎市が公売する農地の入札参加を目的としており、願出人は、宮崎市佐土原町在住の認定農家で、3 条の農地の権利取得者の要件を満たしていることから、証明願を受理し、議案として上程しております。

なお、入札日時は 2 月 3 日から 2 月 10 日までとなっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○17 番（片上委員） 今日では 2 月 3 日ですね。10 日まで入札に間に合うんですか。

○事務局（領家） 今日決を頂けましたら即日証明を発行しまして本人に交付する予定です。担当の納税管理課が主の担当になりますが、そちらとは今日以降のやり取りでも大丈夫というのは協議済みなので問題ないかと思います。

○議長（川越） ほかがございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 9 号農地法 4 条許可について、10 ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第 4 条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。

審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号6を御覧ください。

申請人は、宮崎市大字小松在住の個人農家です。

申請地は、宮崎市小松台西1丁目にあります宮崎市立小松台小学校から北東に約1キロメートルの場所に位置する土地です。

本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農業用倉庫として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから第1種農地となりますが、不許可の例外である農業用施設に該当しています。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用するため土砂の流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し処理することから周辺農地への影響はないものと思われます。

始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第10号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、11ページを議題とします。

○事務局（前田） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に転用事業者が転用目的の変更を希望した場合、また、転用事業者に代わって転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性などが、変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。番号2を御覧ください。

本案件は、宮崎市大字跡江の農地を現場事務所等として一時利用する目的で、農地法第5条の転用許可申請を行い、令和6年12月20日に許可を得ています。

今回、工期延長により一時転用の期間を約2か月延長するための申請となります。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第11号農地法第5条許可について、12ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。

審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

まず、番号21を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市南方町在住の個人、受人は宮崎市南方町に本拠を置く保育園を営む法人です。

申請地は、宮崎市池内町にあります宮崎市立池内小学校から北東に約550メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、申請地を露天駐車場として利用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから第1種農地となりますが、不許可の例外である集落接続に該当しています。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロック塀を設け、土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから議案として上程しています。

また、同様に第1種農地で集落接続に該当している案件は、14ページの番号25です。

次に番号22をご覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字大瀬町、瓜生野の在住の個人8名、受人は宮崎市高岡町に本拠を置く土木業等を営む法人です。

申請地は、宮崎市大字大瀬町にあります宮崎市立宮崎北中学校から北に約1キロメートルの場所に位置する土地です。

本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を仮設通路として利用していたことから追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業振興地域の農用地区域となりますが、不許可の例外である一時転用に該当しています。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、表土を剥いでそのまま通路として使用することで土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから周辺農地への影響はないものと思われます。

始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、13ページを議題とします。番号23を御覧ください。

○事務局（前田） 申請人のうち、渡人は宮崎市大字小松在住の個人、受人は宮崎市大字長嶺に本拠を置く住宅建設業等を営む法人です。

申請地は宮崎市大字浮田にあります生目地域センターから南東に約1キロメートルの場所に位置する土地です。

本案件は、申請地を通路として利用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから第1種農地となりますが、不許可の例外である事業面積に必要な総面積に対する第1種農地の割合が3分の1以下に該当しています。

申請地の周囲は、一部農地と接していますが、ブロック塀等を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。

その他の許可基準も充足していることから議案として上程しています。

最後に、番号24を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市江南2丁目在住の個人、受人は宮崎市花山手東1丁目に本拠を置く不動産業や農業等を営む法人です。

申請地は、宮崎市大字長嶺にあります宮崎大淀カントリークラブから南東に約1.1キロメートルの場所に位置する土地です。

本案件は、申請地を農業用露天駐車場として利用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は農業振興地域の農用地区域となりますが、不許可の例外である農用地利用計画に指定された用途に該当しています。

申請地の周囲は、一部農地と接していますが、受人の耕作地であり現況のまま利用することで土砂の流出の恐れはなく、雨水は地下浸透及び側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。

その他の許可基準も充足していることから議案として上程しています。

なお、その他の案件において追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14ページを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15ページから16ページの29番までを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16ページから17ページの32番までを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17ページを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18ページを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、19ページから20ページの42番までを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、20ページを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第12号農地の競売・公売による買受適格証明について、21ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地の競売・公売による買受適格証明願については、先ほど、議案第8号の説明でも申し上げたとおり、入札しようとする人が農地法の許可が受けられる人であることを証明するものです。

本証明の審査は、農地法第5条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後の手続ですが、承認後、入札者が買受適格証明書を持って入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に5条の単独申請を行います。その後、農業委員会は会長専決で許可を行い、後日、総会で報告する流れとなっております。

それでは、番号2を御覧ください。願出人は日南市在住の個人です。

申請地は、宮崎市大字島之内にあります住吉地域センターから東に約200メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、宮崎市が公売する農地の入札参加を目的としており、願出人が落札した場合、当該地を露天資材置場として利用する計画で申請に及んだものです。

なお、申請地の一部は平成25年1月25日に農地法5条の許可を受けており、現況は農地ではありません。

申請地の農地区分は、住吉地域センターから300メートル以内の農地に該当し、第3種農地となります。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、境界から距離を取り、現状のまま利用するため土砂の流出の恐れはなく、雨水は地下浸透で処理する計画であることから、周辺への影響はないものと思われます。

立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程しています。

なお、入札日時は2月3日から2月10日までとなっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○15番（持原委員） お尋ねですけど、こういう場合は農家資格とかそういうものではなくてもいいんですか。

○事務局（前田） 今回のこの買受適格証明願は農地法5条の審査をしておりますので、農業者ということは要件にはありません。資材置場ということで、一般基準、立地基準を満たしているかどうかという5条と同じ要件で審査しております。

○議長（川越） ほか、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第13号農用地利用集積等促進計画案について、22ページの79番から34ページの105番までの新規分、35ページの8番から36ページの11番までの変更方針分を議題とします。

○事務局（石三） 中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が22ページの番号79番から34ページの番号105番までの27件、変更・更新分が35ページの番号8番から36ページの番号11番の4件でございます。

なお、変更分につきましては、農地中間管理機構・渡人の契約期間中に受人が変更となるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第14号農業地利用集積計画の決定について、37ページの70番から94ページの164番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、3番、児玉静雄委員、8番、金丸隆幸委員、21番、中村和寛委員の退室を求めます。

（3番児玉静雄委員、8番金丸隆幸委員、21番中村和寛委員退室）

○事務局（石三） 議案第14号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、37ページの番号70番から94ページの番号164番の95件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が12件、新規設定が34件。賃借権の再設定が8件、新規設定が41件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致それぞれ決定することに決しました。

3番、児玉静雄委員、8番、金丸隆幸委員、21番、中村和寛委員の入室を求めます。

（3番児玉静雄委員、8番金丸隆幸委員、21番中村和寛委員入室）

○議長（川越） 次に、95ページの165番から108ページの186番までの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、15番、持原義信委員の退室を求めます。

（15番持原義信委員入室）

○事務局（石三） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、95ページの番号165番から108ページの番号186番までの22件でございます。

また、107ページの番号185番、108ページの番号186番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付が終わり、売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号169番について、反当6万というのはどうしても特別な事情があると思えないんですけども、その特別な事情があれば、そこを教えてください。

○事務局（石三） こちらの土地については、日当たりが悪く、土の条件が悪いそうです。、ここ一帯は今回の受人の方がつくられているため、他に買い手がないということもあり、所有者の方との話し合いもあってこの価格で売っていいと決められました。

○23番（蛭原委員） 条件は当然悪いからこういう値段になるんでしょう。地元の農業委員や公社も了解の上でや決められたのか伺っておきたいです。

○20番（川越委員） この件は私も立ち会いました。日当たりが悪くて、雑木も出ていまして地権者ももう自分でも手が回らないということで、そこをある人が耕作をされていたんですけども、その人が買ってもいいよと。だけど、もうこの条件だから悪いし、この値段でということでお互いに納得をされて売買に至りました。

○23番（蛭原委員） 状況も委員さんが言われるとおり分かりました。

私たちがそういう場合にはやはり事務局に、一旦、相場というのがあるから「こんな案件でこういう問題を抱えているから、この価格でもいいでしょうか」と、事務局に相談する。そこで了解があったというふうに受け取ってよろしいですかね。

○20番（川越委員） はい。

○議長（川越） ほか、ございませんか。

○23番（蛭原委員） 186番を説明します。

地元で圃場整備した立派な農地です。当時、公社特例の一時貸付で百何十万程で売買されました。そこを今回、反当19万で売ります。しかし、価格が低いのには理由が

あるんです。全体面積が4反程ありましたが。そのうちの2反6畝はハウスが立派に建っていました。公社が売り渡す時期になって、受け手が自己破産して駄目になり、買い手がいなかったんです。その後、今回の受人が2反6畝まではハウス付きの農地のため購入したいと申出。残りのところは前の受人が作土を全部取っ払って、砂利を入れて、駐車場やら作業場やらを建てていて農地として認められないため購入できないとのことでした。しかし、公社としてはどうしても手放さないといけない。そこで、「元に戻す経費を引いた値段だったら買いますよ」ということで今回の受人から話があり、公社は「農業委員会で承認されれば進めたい」と言われ今回議案として提出しました

○議長（川越） ほか、ございませんか。

（「なし」と言うものあり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に、賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

15番、持原義信委員の入室を求めます。

（15番持原義信委員入室）

○議長（川越） これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（長谷川） 本日の報告案件について御説明いたします。

ファイルは「03 令和7年第2回総会報告」となります。

総会報告の2ページを御覧ください。

報告第8号は農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてでございます。その数2件でございます。

報告第9号は農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございます。その数7件でございます。

報告第10号は農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数3件でございます。

報告第11号は農地法第5条第1項、本文に係る専決処分の報告についてでございます、その数18件でございます。

報告第12号は、申請の取下げ・許可書等の返戻についてでございます、その数、1件でございます。

報告第13号は、農地法第3条の3、相続等による権利移動についてございまして、その数27件でございます。

報告第14号は、土地改良法第3条第2項に係る専決処分の報告についてでございます、その数58件でございます。

なお、報告第1号、第2号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので備考欄等に専決日を記載しております。

また、第3号、第4号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

ご説明は以上となります。

○議長（川越） ただいま、専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御異議なしと認めます。よって、令和7年第2回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時5分閉会